
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 214

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2020年6月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～食品配達会社の事故における損害賠償責任は？
- 3・交通事故の裁判事例～友人との共同運転に運転者家族限定特約を適用
- 4・今日の朝礼話題～消毒用アルコールの車内放置に注意
- 5・【新発売】DVD「確実に点呼を実施しよう（バス）」
- 6・【好評発売中】参考書「バス安全運転教本」
- 7・【好評発売中】自己診断テスト「追突事故を防ぐ！自己診断チェック」

// //

★6月前半の安全管理ごよみ

◆1日（月）～30日（火）

——全国安全週間準備期間（厚生労働省、中央労働災害防止協会）

——不正改造車を排除する運動強化月間（国土交通省）

——環境月間（環境省）

◆5日（金）

——世界環境デー

◆7日（日）～13日（土）

——危険物安全週間（消防庁）

◆～10日（水）

——運行管理者試験（2020年度第1回）の申請締切

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2020/05/11/2020-jun-kongetsu-untankenri/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第80回 「食品配達会社の事故における損害賠償責任は？」

【質問】

最近、コロナウイルスの影響で、外食産業も個別の配達に力を入れ始めています。そこで質問なのですが、配達を請け負った会社の運転者が事故を起こした際に、事故の使用者責任や運行供用者責任は配達を依頼した商店か、配達を請け負った会社かどちらの責任が重いのでしょうか？

【回答】

昨今の新型コロナウイルスの影響で、外食産業に従事する会社や、飲食店などが個別の配達を他社に依頼することが多くなっています。

このような場合、配達を請け負った会社（以下では「請負会社」といいます）と、配達を依頼した商店（以下では単に「商店」といいます）との契約は、一般的には、請負会社を請負人、商店を注文者とする請負契約であるといえます。
…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/05/01/houritsu-80-syokuhinhaisou/>

■交通事故の裁判事例

今回は、自分が所有する車を友人に運転させ、助手席でハンドルに手を添えたり運転指示をしていて歩行者をはねて死亡させた事故で、契約していた自動車保険の「運転者家族限定特約」（以下「特約」）が適用されるかが争われた事例を紹介します。

『友人との共同運転に運転者家族限定特約を適用、保険金の支払い義務はなし』

【事故の状況】

平成26年5月21日午後9時52分ごろ、Aは自分が運転免許停止になっているため、友人のBに自分の乗用車を運転させて、横浜市内の信号のない交差点を走行中、横断してきた高齢者をはねて死亡させました。

Aが加入している自動車保険には、「運転者家族限定特約」が付保されており、Aと家族以外の者が起こした事故については、保険金が支払われない契約になっていましたが、Aは助手席に座ってハンドル操作をしていたので、Bと共同して運転していたとして保険会社に保険金の支払いを求めました。

これに対して保険会社では、運転席に座らなければハンドル、アクセル、ブレーキ、ウインカー等の操作をすることは不可能であり、Aは運転の補助をしていたに過ぎず、運転していたのはBであるから「運転者家族限定特約」が適用され、保険金の支払い義務を負わないと主張しました。

【裁判所の判断】

「特約は、記名被保険者とその家族という特定の運転者の事故に限定することによって担保危険を縮小し、保険料の割引を可能としている。家族以外の者と共同で運転していた場合には、そうした担保危険が縮小されたとは言えないから、特約を認めないことには趣旨に反するものといわざるをえない」

「たとえ、記名被保険者や家族との共同であっても、それ以外の者Bが運転を行っている以上、特約が適用されると解されるのが素直な解釈といえる」

「事故は、保険契約の記名被保険者であるAとその家族以外の者であるBが共同して運転している際に発生したものであるから、特約が適用されるというべきである」

として、保険会社は保険金の支払い義務を負わないとしました。

(横浜地裁 平成30年4月17日判決)

■今日の朝礼話題

『消毒用アルコールの車内放置に注意』

気温が上昇し、日差しも強くなってきました。5月といっても直射日光が非常に強い日が増えるので、車内温度は急上昇して、70℃を上回る恐れがあります。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/05/18/tw-alcohol-disinfection-danger/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】DVD「確実に点呼を実施しよう（バス）」

※仕様 DVD／カラー21分

※価格 45,000円（税別・送料無料）

※制作 シンク出版株式会社

毎日の点呼はバスの安全運行にとって非常に大切ですが、いざドライバーと向き合うと何を話せばいいのか、戸惑う管理者も少なくありません。

本DVDは、バス運送事業の安全運行に欠かせない「点呼」のポイントを管理者とドライバーのやり取りを通して具体的に紹介しています。

乗務前点呼はもちろん、乗務途中、乗務後の点呼におけるまで、忘れてはならないポイントを映像でわかりやすく理解することができるため、日々の点呼の参考にしていただくことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2WClCan>

■ 【好評発売中】 参考書「バス安全運転教本」

※仕様 A4判／264ページ／表紙カラー刷、本文1色刷

※価格 2,800円（税別・送料実費）

近年、規制緩和により貸切バス事業などに新規参入事業者が増加したことなどを受け、重大事故が目立つようになりました。

中でも2016年に発生した軽井沢スキーバス事故をきっかけとして、「指導及び監督の指針」などが大幅に改正されたものの、現状では運転者教育が十分に行われているとは言えません。

その原因の一つとして、バス運転者への教育資料不足が考えられます。

本書では、第1編は一般的な指導・監督の指針の13項目に沿った内容となり、併せて高速道路の安全知識や異常気象時の運転など、バス運転者として必要な知識を詳しく解説しています。

また、第2編では事故惹起者に対する指導・監督の指針7項目に沿った構成となっており、この1冊でバス運転者に対して幅広く実践的な教育を実施できる教育テキストとなっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2V0pdg6>

■ 【好評発売中】 自己診断テスト「追突事故を防ぐ！自己診断チェック」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

依然、人身事故における割合でトップに立つ追突事故を起こさないためには、運転者それぞれが追突事故を防止しようとする意識を持つことが大切です。

本テストでは、追突事故にまつわる48の質問に「ハイ」「イエエ」で答えていただくことで、普段の運転行動における追突事故に対する危険度を簡単に知ることができます。

「車内へのわき見で追突する危険度」「車間距離を詰めて追突する危険度」など6つのパターンで診断され、どういった状況で追突事故を起こしやすいかを確認できますので、追突事故防止に最適の教材となっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2RpJfim>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和2年5月18日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

